

埼玉大学 国語教育論叢

第 26 号

薄井俊二教授退職記念特集

薄井俊二先生の人と略歴	戸田 功	1
【講演】		
徐霞客とその遊記	薄井 俊二	7
【論文】		
日向山十景碑文和歌 ——注釈と考察	飯泉 健司	21
啓蒙期の翻訳文学 ——中村正直と奥野昌綱——	山本 良	34
時代・社会状況を踏まえた教育観について		
——矢川徳光『新教育の批判』を中心に	本橋 幸康	48
成就含意の却下可能性に関する日英語の違いについて		
——動作様態から存在様態へ——	田子内健介	56
『出雲国風土記』の屛	奥田 俊博	70
「器」の本懐		
——『大史公書』『史記』における「子貢遊説說話」の採録意図に着目して	新妻 千紘	80
【訳注】		
徐霞客遊記訳注稿 散文篇(二) —— “山中逸趣跋”	薄井 俊二・権田 瞬一	98
【彙報】		
【論文】		
プロパガンダとしての『マチルダは小さな大天才』		
——サッチャー政権下の文学教育の復権と学校現場の連帯——	武田ちあき	1 左より
同一著者による複数テキスト間の文体差		
——読み手の年齢層、話題、レジスターから——	池上 尚	17 左より
ロラン・バルトにおける「自由主義」		
——松澤和宏によるバルト晩年の「転向」論を手がかりに	戸田 功	32 左より

2023

埼玉大学国語教育学会

埼玉大学国語教育学会会則

- 第1条 (名称) 本会は埼玉大学国語教育学会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は国語教育及びそれに関連する諸領域の研究の進展をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 1 機関誌の発行
 - 2 研究会、講演会の開催
 - 3 その他必要と認められる事業
- 第4条 (会員) 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 教育学部教官・学部学生・大学院生・卒業生・修了生
 - 2 その他本会の趣旨に賛同し、評議委員会の承認を得たもの
- 第5条 (会員の特典) 会員は本会の発行する機関誌の配布を受ける。また機関誌に投稿し、研究発表会において発表できる。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 1名
 - 3 評議委員 若干名
 - 4 運営委員 若干名
 - 5 会計監査 2名
- 第7条 (役員の責務) 本会の役員は、次の責務を有する。
- 1 会長は会を代表し、会務を統轄する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその任を代行する。
 - 3 評議委員は会の運営に関する事項を審議し決定する。
 - 4 運営委員は会務を執行する。
 - 5 会計監査は会計を監査する。
- 第8条 (役員を選出) 本会の役員は次の方法により会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 役員は任期は1年とし、重任をさまたげない。
- 1 会長及び副会長は本学国語教育講座教官から選出する。
 - 2 評議委員・運営委員・会計監査は会員より選出する。
- 第9条 (総会) 本会は年一回の総会を開き、事業報告、予算決算の審議承認、役員選出などを行う。
- 第10条 (会計) 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。会費の額は総会で決定する。
- 第11条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第12条 (事務局) 本会の事務局は埼玉大学教育学部国語教育講座内におく。
- 第13条 (会則の変更) 本会の会則の変更は総会の議を経るものとする。

付則

- 1 本会則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本会則は平成13年11月17日より施行する。

埼玉大学国語教育学会会計規則

- 第1条 本会の会費(年額)は次の通りとする。
- | | |
|--------------|-------------------------|
| 教育学部教官 | 5,000円 |
| 学部学生 | 1,500円(但し、卒業予定年度まで一括前納) |
| 大学院生・卒業生・修了生 | 3,000円 |
| その他一般会員 | 3,000円 |
- 第2条 納付済みの会費は返還しない。
- 第3条 本規則の変更は総会で決定する。

付則

- 1 本規則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本規則は平成11年10月30日より施行する。

《投稿規定》

- 一、投稿は、原則として埼玉大学国語教育学会会員に限るが、それ以外の方に投稿を依頼することもある。
- 二、投稿原稿は、四百字詰め原稿用紙換算四十枚以内とする。
- 三、原稿採否等については、複数の委員による査読を経て、編集委員会で決定される。採用に当たっては変更を求めることもある。
- 四、刊行は、年一回（秋）を原則とする。
- 五、投稿希望者は、三月末までに申し込みを行い、四月末までに原稿を送付すること。
- 六、「埼玉大学国語教育論叢」に掲載された論稿は、発行後半年後に埼玉大学学術情報リポジトリ「SUKRAI」へ登録し公開する。

埼玉大学 国語教育論叢 第二十六号

令和五年十月十五日印刷

令和五年十月十五日発行

さいたま市桜区下大久保二五五

埼玉大学教育学部国語教育講座内

編集
発行

埼玉大学国語教育学会

代表者 戸田 功

印刷所 株式会社 双信舎印刷

さいたま市浦和区瀬ヶ崎二一六―一〇

TEL〇四八（八八六）五五五六